

アクロス福岡メッセージホワイエにおける企画展の実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人アクロス福岡（以下「この法人」という。）が行う情報提供事業の一環として、地域文化及び芸術文化の振興の促進を図るために、アクロス福岡メッセージホワイエ（以下「施設」という。）を企画展等に広く開放利用すること（以下「開放利用」という。）に関し、必要な事項を定める。

（展示内容等）

第2条 展示内容は、地域文化及び芸術文化の振興並びに観光等の振興に関わる絵画、写真、書、版画、工芸、グラフィックデザイン等の展示とし、壁面展示の可能なものとする。ただし、交流ギャラリーと併用利用した場合は消防法に適合した範囲で展示台の設置を認める。

- 2 展示は入場無料とし、また入場制限を行ってはならないものとする。
- 3 展示に際しては、展示物の販売、その他営利目的の行為を行ってはならないものとする。

（利用対象者）

第3条 開放利用の対象者は、以下のとおりとする。

- （1）県、市町村等の地方公共団体及びこの法人が当該事業の実施目的に照らし適当と認める団体
- （2）次の項目のいずれかを満たす、当該事業の実施目的に照らし適当と認める芸術文化の創作を行う個人又はグループ
 - ・市区町村地域以上の公募展に入選以上の実績がある
 - ・美術館やギャラリーにおいて作品展を開催したことがある
 - ・新聞や雑誌に取り上げられたことがある

（利用期間等）

第4条 開放利用の期間は原則として1企画につき7日間とし、開放利用できる年間の企画の回数は原則として1年につき1回までとする。

- 2 開放利用の時間は、午前10時から午後6時までとする。

（利用の申込み）

第5条 開放利用の申込期間は、利用開始日の前年度に行い、年1回の申込期間内に行えるものとする。

2 開放利用の申込みは、申込者がアクロス福岡メッセージホワイエ企画展利用申込書（以下「申込書」という。）を次の場所に提出して行うものとする。

福岡市中央区天神1丁目1番1号 公益財団法人アクロス福岡 事業部情報グループ

（電話092-725-9100）

- 3 第3条（2）に該当する個人又はグループについては、利用の対象であることを証明できる資料を併せて提出するものとする。
- 4 申込書の受付時間は、施設の休館日以外の日の午前10時から午後6時までとする。

（利用の承認）

VI（4）アクロス福岡メッセージホワイエにおける企画展の実施要綱

第6条 開放利用の承認については、申込書等の内容をこの法人が審査の上、決定するものとする。この場合、申込内容についてこの法人が必要と認める場合は変更して承認することがある。

2 この法人は、前項により開放利用を決定した場合については、速やかに利用の承認の通知を行うものとする。

(利用料金等)

第7条 会場及び貸出備品の利用に係る経費については無料とする。ただし、第2条但し書きに定める展示台の手配及び設置に関する経費については利用者の負担とする。

2 広報活動に関する宣伝負担金を徴収する。負担金額は1企画20,000円(消費税含む)とする。

(利用承認の取消し及び利用の中止)

第8条 この法人は、以下のいずれかに該当する場合は開放利用の取消、中止、内容の変更を命ずることができる。

(1) 申込書及び公募展入選等の証明資料の内容に虚偽の記載がある場合

(2) 開放利用の形態及び展示の内容が、申込書及び利用の承認の内容と著しく異なる場合

(3) この法人等の施設管理者の指示に従わない場合及びその他施設の管理運営上、支障があると認められる場合

(4) その他、開放利用の形態及び展示の内容が、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年 福岡県条例第5号)第6条に該当する場合

2 前項の場合において、開放利用者はこの法人に損失を求めないものとする。

(原状の回復)

第9条 開放利用者は開放利用終了後、直ちに施設及び備品等を原状に回復しなければならない。

(この法人の賠償責任)

第10条 施設の開放利用に際し、次の各号に該当するときにはこの法人はその賠償の責めを負わない。

(1) 展示品の紛失、盗難、破損があったとき

(2) 開放利用者等の責めに帰すべき事由により開放利用者が損害を被ったとき

(3) 開放利用者等の責めに帰すべき事由により第三者が損害を被ったとき

(その他の運用等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施設の運用等に関し必要な事項は、福岡県国際文化情報センター条例(平成6年福岡県条例第23号)、同施行規則(平成6年福岡県規則第77号)及び福岡県国際文化情報センターの管理及び利用手続きに関する規程を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する